

かゆいところに手が届く！ —多摩・島しょ自治体お役立ち情報—

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向、今さら聞けない行政用語など、知りたいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

基礎自治体における終活支援事業について

調査課研究員 小平 円（日野市派遣）

1. はじめに

令和3年版高齢社会白書によると、65歳以上の一人暮らしの人は男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には男性約19万人、女性約69万人、65歳以上人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、平成27年には男性約192万人、女性約400万人、65歳以上人口に占める割合は男性13.3%、女性21.1%となっています。このことから自治体が行う高齢者（特に一人暮らしの方）に関する支援などについて、新たな取組が必要となってきます。

そのような中、高齢者ご自身が元気なうちに、ご自身に関する情報や今後の要望、希望を記載する「エンディングノート」を自治体で作成し住民に配布している取組があります。高齢者がこれまでの人生を振り返り終末を迎えるにあたって、残りの人生をよりよくしたいと考え、人生の最期を迎えるための準備を行う「終活」を希望する人が増えてきていることが背景にあると筆者は考えます。

本稿では、終活支援の取組を既に実施している自治体の事例を紹介することで、今後も増加傾向が見込まれる高齢者の方に対する自治体の取組の参考となる事例をご紹介します。

なお、「高齢者」には一律の定義はありませんが、ここでは65歳以上の方とします。

2. 終活支援事業の取組

(1) 行政として先駆的に終活支援を実施

(神奈川県横須賀市)

まず、終活支援に2015年から取り組んでいる横須賀市の事例をご紹介します。横須賀市では「エンディングプラン・サポート事業」と「終活情報登録伝達事業（以下、わたしの終活登録という。）」を行っています。

◆「エンディングプラン・サポート事業」

①取組の経緯

横須賀市では無縁納骨堂を持っており、本来、身元不明で引取り手のないご遺骨を「墓地、埋葬等に関する法律第9条¹（以下、墓埋法9条という。）」の適用者として納めていました。しかし1993年頃から引取り手のないご遺骨が急増しました。そして身元の分かるご遺骨まで納めるようになり、ついには身元の分かる一般市民のご遺骨ばかり納めるようになったことに職員たちが気づき始めました。理由としては携帯電話の普及により、固定電話が減少し、ご親族との連絡が困難になったことが考えられます。墓埋法9条の扱いを受け、読経も讃美歌もなく無縁納骨堂に納められる実態があります。しかし生前に相談に応じ、ご本人の希望を聞いていれば、火葬され無縁納骨堂に納められる以外の選択肢

¹ 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

もとれたのではないか、そのためには何らかの支援が必要なのではないか、という機運が職員の間にも高まりました。

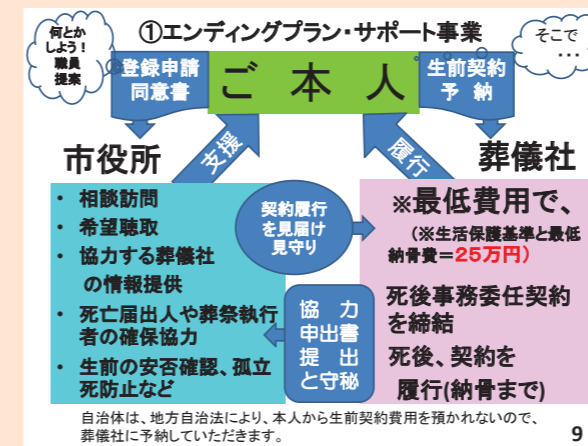
以上のような理由から、生前に相談を受け、ご本人に最低限の葬儀・納骨費用を葬儀社に払ってもらい、市はご本人の死後、ご本人が葬儀社と交わした契約の履行（葬儀から納骨まで）を見届ける方法を定め、2015年7月1日から事業を開始しました。

②事業の概要及び意義

本事業の概略は、低所得者などを対象に葬儀や埋葬の契約を生前に交わすサポートをするものです。

対象者は、一人暮らしで頼れる親族がいない、月収18万円以下などの経済的条件を満たす65歳以上の方です。ただし、障害をお持ちの方や、余命宣告を受けている方については年齢要件がありません。生活保護受給者も葬祭扶助に納骨の費用は含まれていませんので、納骨の費用をご負担いただければ対象となります。

▼横須賀市エンディングプラン・サポート事業



<出典>横須賀市提供

上記の要件を設定した理由は、誰もご遺体・ご遺骨の引取り手が無く、亡くなったらそれで終わりという死後の尊厳保持が危ぶまれる市民に絞ったこと。また、この事業が生活困窮者を対象としており、通常では契約していただけない社会貢献的な最低限度の価格で、民間の葬儀会社に葬儀・納骨までお願いするため、民業圧迫にならないように配慮したことによります。

主な事業内容としては、対象者が心配してい

る葬儀、死亡届出人の確保、納骨、リビングウィル（延命治療意思）などについて相談を受け、必要な情報を提供し、葬儀社との生前契約、その契約の支援プランを策定するなどです。支援プランは市で保管します。リビングウィルも市と協力葬儀社の双方で保管することにより、医療機関からの照会に24時間対応します。また存命中は、最低月1回は安否確認を電話や家庭訪問により行います。死後は納骨まで見届けます。

行政が終活支援事業を行う意義としては、事業が福祉的観点から支援するものであり、対象者の認定や、民間の葬祭事業者への社会貢献的な価格での協力要請、生活保護受給者も排除しない事業展開は、行政でなければなしえないものです。

また、この事業の対象となるような独居者が往来で倒れ本人の周辺情報が分からなければ、警察や病院は市役所に問い合わせてきます。この事業に登録していれば、いざという時の問い合わせに答えられます。ここにも行政が終活支援を行う意義があります。

この事業を行ってきて、担当者たちは、動物さえ葬送のような行為を行うものもいる中で、法事や何回忌という人の死を悼む行為が、十分に行われなくなりつつある、という現状に対する危機意識を抱くようになりました。そして、人の死を悼むという文化を残すことが大切であるという考えに至りました。

③終活支援の窓口を開設した理由

市に相談する機会もなく、墓埋法9条により、亡くなって宗教色を排除して火葬する、というのではなく、頼れる親族がいない一人暮らしの方が増えているのだから、生前にどのような葬儀にしたいのか等をあらかじめ聞いておくことが大切なのではないか、という想いから窓口を開設しました。

④利用実績及び取組効果

2021年度の「エンディングプラン・サポート事業」の利用実績については、相談件数が433人、登録者数が27人でした。これまで事業の対象となり、葬儀社と契約した方は105人(2021年度末時点)